

対話でわかる！民法改正のポイント

債権関係



第6回 ■ 定型約款

弁護士 小島 幸保

弁護士 ● 民法改正によって新設される規定に「約款に関するルール」があります。

社 長 ● 約款というと、あの小さな字で長々と書かれている契約内容のことですね？

弁護士 ● はい。保険契約、クレジットカード契約など、不特定多数の顧客を相手方として画一的な内容を定めたものです。

社 長 ● あれは、なかなか目を通す気にならないのですが…。

弁護士 ● 多くの方が目を通さないのをいいことに、事業者側に一方的に有利な内容を盛り込んで契約を締結させ、顧客がその内容に拘束されてしまうとすれば、問題ですよ。

社 長 ● それでも契約自体は有効なのですか。

弁護士 ● 消費者であれば、消費者契約法などの法律に基づいて無効主張できる可能性があります。これに対して、事業者間の契約ならば、無効とするのがなかなか難しいと思われます。たとえ文字が小さく膨大な内容でも、顧客は契約内容を確認することができますから。

社 長 ● いっそのこと、約款などというものを認めなければいいのでは？

弁護士 ● 例えば、電気などのライフラインに関する契約や、電車を利用する時の運送契約などにも約款が設けられています。現代社会では、大量の取引に画一的に定めておく必要があると思います。

社 長 ● 確かにそうですね。改正法ではどのようなルールが設けられるのですか。

弁護士 ● **「定型約款」という用語を定め、これについてのみ、民法のルールを適用することとしています。**そこで、定型約款に該当するかどうかがまず問題となります。定型約款とは、①定型取引に用いられる、②当該定型取引の当事者の一方により、③契約の内容とすることを目的として準備されたものの条項の総体を指します。

社 長 ● …さっぱり分かりません。

弁護士 ● 一般の契約は、誰が取引相手かが重要ですが、定型約款では、顧客の個性には着目せず、不特定多数を相手方とします。また、取引の内容が画一的なものが対象となります。

社 長 ● 一般にBtoCの取引で「約款」と呼ばれているものは、定型約款と言え

そうな気がします。

弁護士 ● そうですね。ただ、取引の相手方は消費者に限られません。事業者間のインターネット関係のサービスなども定型取引に当たります。

社 長 ● 定型約款が契約内容になるのはどのような場合ですか。

弁護士 ● ①定型約款を契約の内容とすることを合意したとき、又は、②定型約款を準備した者が予め定型約款を契約の内容とすることを相手に表示していたときです。これらの場合、個別の条項について合意しなかったとしても、定型約款の個別の条項に顧客が拘束されることとなります。

社 長 ● インターネット上の「約款に同意する」の欄にチェックを入れたり、「約款が適用されます」と書かれた契約書にサインすれば、定型約款の個々の内容を受け入れたということになるのですね。

弁護士 ● しかし、どんな内容であっても拘束力があるということではありません。

①相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項で、②その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害するものは、「合意をしなかったもの」とみなされ、拘束力は生じません。

社 長 ● 「約款を変更しました」というお知らせが来ることも多いですが、一方的に変更もできてしまうのですか。

弁護士 ● 取引を取り巻く事情の変化により、変更の必要性が生じることはありますよね。改正法では、次のようなルールを定めました。「変更が顧客の一般の利益に適合するとき」、又は、「変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無、その内容その他変更に係る事情に照らして合理的であるとき」は、変更後の定型約款について合意があったものとみなされ、個別の合意は必要ありません。

社 長 ● 無制限に変更できるわけではないということですね。

弁護士 ● 変更に当たっては、定型約款を変更すること、変更後の内容、効力発生時期をインターネット等で周知しなければならないという手続も定められました。